

平成 23 年度

テニュアトラック普及・定着事業
公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 23 年 5 月

< 目 次 >

用語の説明	3
1. 事業の目的	4
2. 事業の概要	4
A. 機関選抜型	4
(1) 対象機関	
(2) 申請者	
(3) 申請の単位	
(4) 対象とする分野	
(5) 支援者数	
(6) 補助事業期間	
(7) 申請対象となる取組	
(8) 補助対象となるテニュアトラック制	
(9) 補助対象となる経費	
(10) 重複申請の制限	
(11) 審査方法	
(12) 取組の実施	
(13) 申請方法	
(14) スケジュール	
B. 個人選抜型（機関推薦）	9
(1) 対象機関	
(2) 補助対象となるテニュアトラック教員の人数	
(3) 補助事業期間	
(4) 補助対象となる経費	
(5) 重複申請の制限	
(6) 選考方法	
(7) 選考基準	
(8) 申請方法・推薦受付期間	
(9) 選考結果の通知	
3. 留意事項	10
4. 問い合わせ先	14

用語の説明

本事業に関する用語の定義、意味は以下のとおりとします。

「テニユアトラック制」

公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。

「テニユアトラック教員」

テニユアトラック制の下に採用され、トラック期間にある教員又は研究員。

「テニユアトラック普及・定着事業委員会」

有識者から構成し、本事業について、①申請された取組の審査、②中間評価・事後評価等を行うため、（独）科学技術振興機構に設置するもの。

「テニユアポスト」

機関において、任期の定めがない職、又は、任期の定めがあっても再任回数の限度がない常勤の職。

ただし、機関が公表する規程等に基づき、教授相当職の全員に再任回数の限度のある任期制を適用している部局等については、再任回数に限度のある任期付ポストもテニユアポストとみなすことができます。

「部局等」

本事業における「部局等」とは、機関における教員・研究者の人事行為（採用・昇任等）において、事実上の裁量を有するユニットであり、一定数の人員に対して組織的に計画性のあるテニユアトラック制の普及・定着を図ることができる単位を想定しています。

具体的には、学部、研究科、研究所、センターだけではなく、その下部組織のユニットである専攻、コース等もこれに該当します。

「メンター」

テニユアトラック教員がトラック期間中に自立して研究することができるよう、研究室運営のノウハウを修得させ、また自ら筆頭研究者として外部資金を獲得できるようにするために広範囲な助言等の支援を行う経験や知識のある教員・研究員等。

ただし、メンターが、テニユアトラック教員の研究テーマや研究方法に関する支援を行う場合には、複数のメンターを配置する等テニユアトラック教員の研究活動の自立性を損なうことがないように注意する必要があります。

1. 事業の目的

若手研究者が自立して研究できる環境の整備を促進するため、テニュアトラック制を実施する大学等に対して、テニュアトラック教員の研究費等を支援することによって、テニュアトラック制の普及・定着を図るものです。

2. 事業の概要

本事業は、「機関選抜型」によるテニュアトラック教員へのスタートアップに要する研究費等の支援及び「個人選抜型」により選抜した特に優秀なテニュアトラック教員への人件費と研究費の上乗せ支援を行うものです。

A. 機関選抜型

(1) 対象機関

- ・大学又は大学共同利用機関
- ・独立行政法人

(2) 申請者

本事業への申請者は機関の長とします。

(3) 申請の単位

テニュアトラック制に取り組む単位は部局等とします。なお、機関内の複数の部局等が申請を行う場合は機関内で調整を行った上で、取りまとめて申請してください。

(4) 対象とする分野

自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域を対象とします。

(5) 支援者数

平成23年度から本補助金によって支援を開始するテニュアトラック教員は135人程度を予定しています。

(6) 補助事業期間

申請した(3)の部局等が補助対象となるのは、原則として5年間とします(平成27年度まで)。ただし、1人のテニュアトラック教員に対する支援はスタートアップに必要な研究費を支援する観点から、採用年度とその次年度の2年度とします。

(7) 申請対象となる取組

部局等において、テニュアトラック制を実施し、採用されたテニュアトラック教員の自立した研究活動を促進するための諸環境を整備する取組とします。

(8) 補助対象となるテニュアトラック制

テニュアトラック制として補助対象になるのは、以下の要件<1>及び<2>を満たしていること、又は<1>及び<2>の要件を満たすことが予定されていることが必要です。

<1>テニュアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件

- ①博士号取得後 10 年以内の研究者又は同等程度の研究経歴を有する研究者であること。
- ②一定の任期（例えば5年間のトラック期間）を付して雇用すること。
- ③平成 22 年 4 月 1 日以降に、テニュアトラック教員として採用されている、あるいは雇用予定の若手研究者（助教相当以上）であること。
- ④国際公募を含む公募を実施し、公正で透明性の高い選考方法を採用していること。
- ⑤任期終了後のテニュアポストが用意されていること。

<2>テニュアトラック教員の研究環境に関する要件

- ①研究主宰者（Principal Investigator;PI）として、自立した研究活動が出来る環境（例：研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保等）を整備すること。
- ②テニュアトラック教員の年間の全仕事を 100%とした場合、そのうち研究活動に関するエフォートが 70%以上であること。

(9) 補助対象となる経費

- ・ 申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として実施機関に交付します。
- ・ 1 機関当たりの補助金は、以下の区分の合計額とします。ただし、平成 24 年度以降の補助金額については財政事情により減額する場合があります。

① テニュアトラック教員の研究費

テニュアトラック教員のスタートアップに要する研究費として、1 人当たり、採用 1 年度目は 1,000 万円（採用 2 年度目はその半額を目安）を上限とします。

② テニュアトラック制実施のための経費

- a) 機関におけるテニュアトラック制実施のための経費として、補助事業期間の

各年度において、360万円を上限とします。なお、これはテニュアトラック教員の採用者数にかかわらず、機関毎に一定額を補助するものです（選定された機関数により増減する場合があります）。

b) テニュアトラック教員の公募、審査、育成等に係る経費として、テニュアトラック教員採用後2年度に限り1人当たり120万円／年度を上限とします。

- ・補助金として使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとします。
- ・経費を算定する際は、補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模で算定してください。

(10) 重複申請の制限

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されているテニュアトラック教員については、本事業の補助対象者として申請することは認めないものとします。

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」の支援の下にテニュアトラック制を実施している部局等であっても、機関や部局等の自主的経費によりテニュアトラック教員の人件費及び研究費を措置している場合は、当該テニュアトラック教員に限り本事業の申請は認められます。

(11) 審査方法

本補助金交付先の選定のための審査は、(独)科学技術振興機構(JST)*に設置される「テニュアトラック普及・定着事業委員会(以下「事業委員会」という。)」において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行います(審査方法の概要は、「平成23年度テニュアトラック普及・定着事業『A. 機関選抜型』の審査要領」を参照してください。)

選定する機関及び部局等は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

*本事業に関する事務処理業務の一部をJSTに委託しています。

(12) 取組の実施

- ① 選定された取組の実施機関は、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、(独)科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- ② 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- ③ 実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、(独)科学技術振興機構を通じて文部科学

省に提出してください。また、実施に際し、文部科学省及び科学技術システム改革事業プログラム主管（プログラムオフィサー）が、現地調査の実施などにより進捗状況を把握します。

- ④ 実施機関は、取組実施3年度目及び取組終了時、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。
- ⑤ 成果報告書等を基に、事業委員会において、取組実施3年度目に中間評価、取組終了年度の翌年度に事後評価を実施します。評価に当たっては、必要に応じて書面審査、ヒアリング審査を行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より機関に対して改善策の提出を求め、更に補助金の減額や打ち切りを行うことがあります。

(13) 申請方法

本事業の申請に係る書類の提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて行います。

① 申請方法

e-Radの利用に当たっては、e-Radにおける研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が事前に必要です。登録方法については下記のe-RadポータルサイトのURLにアクセスし、利用規約などの内容を参照して確認してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

申請に当たっては、①e-Radを用いたWeb上での申請情報の入力、②e-Radを用いた電子媒体の様式のアップロードが必要です（e-Radにてアップロードできる電子媒体は、1ファイルで最大容量は3MBです）。

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

URL : <http://www.e-rad.go.jp/>

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請に当たっての操作マニュアル

URL : <http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

② 申請期間

平成23年5月23日（月）～6月30日（木）15:00 ※厳守

③ 個人情報の取扱い

e-Radに入力する個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含みます）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ情報提供することがあります。

④ その他

- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った事業推進担当者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります）。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・選定された機関に対しては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関及び部局等については、ホームページ等により公表します。

(14) スケジュール

- ・ 公 募 開 始 : 平成23年 5 月23日 (月)
- ・ 公 募 締 切 り : 平成23年 6 月30日 (木)
- ・ 審 査 : 平成23年 7 月～ 8 月上旬
- ・ 選定結果の通知 : 平成23年 8 月頃
- ・ 交 付 申 請 等 : 平成23年 8 月頃
- ・ 交 付 決 定 : 平成23年 9 月頃

B. 個人選抜型（機関推薦）

※以下（１）～（９）のほか、申請書類等の詳細な公募情報については、「A. 機関選抜型」の選定機関決定後に選定機関に対して提示するとともに、ホームページに掲載する予定です。

（１）対象機関

本事業の「A. 機関選抜型」で選定された機関

（２）補助対象となるテニュアトラック教員の人数

本事業の「A. 機関選抜型」に選定された機関で採用されたテニュアトラック教員（135人程度）のうち、選定機関の長が推薦する者 24 人程度。

※注 一機関当たりの推薦人数の上限はありません。

（３）補助事業期間

原則として 5 年間（平成 27 年度まで）

（４）補助対象となる経費

- ・文部科学省から補助金として選考されたテニュアトラック教員が所属する機関に交付します。ただし、平成 24 年度以降の補助金額については、財政事情により減額する場合があります。
- ・テニュアトラック教員 1 人当たり、研究費又は人件費に充当できる費用として 1,500 万円／年度を上限として、機関に対して交付します。
- ・補助対象経費において使用できる経費の種類は、原則として別表-1 に示すものとします。
- ・当該テニュアトラック教員が申請機関のテニュアポストに移行した場合には、補助対象にはなりません。

（５）重複申請の制限

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されているテニュアトラック教員の推薦は認めないものとします。

（６）選考方法

- ・補助対象者の選考は、（独）科学技術振興機構に設置される選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類選考により選考予定対象者を決定し、必要に応じ

て、面接選考を行います。

・補助対象者は、選考委員会の選考結果を踏まえ、文部科学省が決定します。

(7) 選考基準

- ①我が国の科学技術の将来を担う優れた研究者となることが期待できること。
- ②優れた研究能力を有するとともに、研究業績が優れていること。
- ③独創的な研究を推進しており、将来の発展が期待できること。

(8) 申請方法・推薦受付期間

「A. 機関選抜型」の選定機関に対して申請書類・推薦受付期間等を提示します（推薦受付の締切りは平成23年10月中を予定）。

(9) 選考結果の通知

選考結果は、平成23年12月頃（予定）に機関に通知します。

3. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく措置

本事業の申請に当たっては、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を、平成23年6月30日（木）までに文部科学省に提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合は、事業の実施が認められなくなるため、注意してください）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成23年6月30日（木）までに、研究機関から文部科学省研究振興局競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストを提出してください。

提出するチェックリストの様式、提出先等については、以下のホームページを参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注 平成22年9月以降、他の事業の申請に際してチェックリストを提出している場合には、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。その場合は、申請書類とともに事務連絡として、チェックリストを提出済みである旨記載し提出してください。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度e-Radを利用して、チェックリストの提出が求められる予定でありますので、文部科学省からの周知等に十分留意してください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、チェックリストの内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、補助金を交付しないことがあります。

（3）研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）補助金の交付決定の取り消し、変更、補助金の返還

補助金の交付決定の取り消し、変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

（ii）申請及び参加※の制限

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります（他府省・独立行政法人を含む競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります）。

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本事業

業における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表のとおり、原則、補助金を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

※「申請及び参加」とは、新規取組の申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	申請及び参加を制限する期間
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断されます。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
申請書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

※当該年度についても、参加が制限されます。

(4) 研究活動の不正行為に関する措置

実施取組での研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用(以下「不正行為」という。))への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)」に準じ、以下のとおりとします。

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 補助金の交付決定の取り消し、変更、補助金の返還

不正行為があったと認められた取組について、補助金の交付決定の取り消し、変更

を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

(i) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本事業への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為により制限が行われた研究者については、競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助金において申請資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業について、平成23年度に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成22年度以前に終了した制度においても対象となる場合があります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

【URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」があ

ります。

4. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及び（独）科学技術振興機構のホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページで周知します。

【ホームページURL】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

（独）科学技術振興機構：<http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

<事業内容全般に関する問い合わせ>

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局基盤施策課基礎人材係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1 JS市ヶ谷ビル6階

（独）科学技術振興機構 科学技術システム改革事業推進室 審査担当

電話：03-5214-7521（代）

E-mail：stsr@jst.go.jp

<e-Radにおける研究機関、研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ先>

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク

電話：0120-066-877（午前9：30～午後5：30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

(別表-1)

・ テニユアトラック教員の研究費

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。 ※テニユアトラック教員人件費は、個別選抜の場合にのみ補助の対象となります。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
光熱水費	本事業に係る研究の遂行上必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、本補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。	

(別表-2)

・ テニユアトラック制実施のための経費

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。 ※テニユアトラック教員の人件費には充当できません。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。テニユアトラック教員採用等のための国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	テニユアトラック教員採用等のための外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の会議出席謝金。講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	テニユアトラック教員採用等のための委員会（学外者を含めたもの）の開催（会場（機器）借料等）に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	テニユアトラック教員採用のための公募に係る広告費等役務の提供に係る経費。
	光熱水費	テニユアトラック制実施により必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、本補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。